

評価対象項目

評価対象項目	主な評価ポイント
①財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設者の財務状況（過去の決算状況等） ・ 資金計画（資金調達の実現可能性） ・ 収支計画（見込患者数、借入金の返済計画を含む）
②用地の確保状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増床等に必要用地の確保の見込み（実現可能性）
③計画実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年10月1日から診療を開始する場合は高く評価する。
④病床利用率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増床等を計画している病床の種別について、直近1年間の病床利用率が80%以上あるか。（ただし、一般病床及び療養病床は合わせて算出する。）
⑤保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療を確保する医療機関は評価する。 （特に平成25年10月1日から診療を開始できない場合は、本項目を重視する。）
⑥医療従事者の確保計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、看護師及びその他医療従事者の確保に関する見込（実現可能性） ・ 保険医療機関指定取消処分を受けた病院の医師、看護師等の雇用を確保する医療機関は評価する。
⑦他の医療機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療機関との連携、役割分担
⑧医療圏内の医療資源配置のバランス（地域性）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地域における医療機関の配置状況から見た地域性（医療機関の立地バランス） ・ 香芝市、葛城市内に開設等を予定している計画は評価する。

評価対象項目	主な評価ポイント
<p>⑨奈良県保健医療計画に定める施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画に記載されている 5 疾病・ 5 事業および在宅医療等に関する施策との整合性、必要性等を踏まえた政策医療を実施する医療機関は評価する。 ※ 5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神病） ※ 5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療） ・ 特に救急医療体制が整備されている医療機関は評価する。 ・ <u>病床の整備に伴い、新たに年間1000件以上の救急搬送の受入が可能な体制の整備は必須条件とし、それを超える件数に応じて評価する。</u>
<p>⑩その他（特記すべき医療機能等の有無）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①～⑨の他、地域で必要とされる医療機能や、特記すべき医療機能等がある場合は評価する。 ・ 医療法その他法令違反による処分の趣旨を損なう場合は評価を下げる。 ・ 法令遵守に関する取組みを行っている場合は、評価する。